

合併処理浄化槽への転換補助金が増額されます

今年度から単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換(切り替え)を行うと、浄化槽の撤去費用として最大9万円の補助金が増額されるようになりました。基数限定ですので、合併処理浄化槽への転換を検討されている人は早めの申請手続きをお勧めします。合併処理浄化槽への転換設置に係る補助金は次の表のとおりです。申請方法など、詳細についてはお問い合わせください。

受付期間▶令和4年1月31日(月)まで

補助金額▶単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

人槽区分	補助金額 (最大)	補助金額の内訳		
		設置費補助金	宅内配管補助金	撤去費補助金
5人槽	72.2万円	33.2万円	30万円 (限度額)	9万円 (限度額)
6~7人槽	80.4万円	41.4万円		
8~10人槽	93.8万円	54.8万円		

※宅内配管補助金、撤去費に対する補助金は、各工事費が補助金の限度額を下回る場合、補助金額は工事費と同額(千円未満は切り捨て)となります。

くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換

人槽区分	補助金額	補助金額の内訳	
		設置費補助金	浄化槽エコ補助金
5人槽	43.2万円	33.2万円	10万円
6~7人槽	51.4万円	41.4万円	
8~10人槽	64.8万円	54.8万円	

注意事項▼

※浄化槽エコ補助金は申請可能な基数および申請期間が限られています。

※補助の対象は県内で1,100基までとなります。

※予算額に達し次第受付終了となります。

※工事着工後の申請は受付することができません。

※当該補助金は、市の他の補助金制度と、補助対象となる箇所を重複させて申請することはできません。

※公共下水道供用開始区域、事業計画区域および秋間みのりが丘地域は補助金の対象外となります。

問合せ▶☎下水道課庶務係(☎内線3135)

**安中市計画下水道・安中市
公共下水道事業の計画区域の
変更について**
「おしらせ版あんなか」9月15日号
に掲載した、安中市計画下水道およ
び安中市公共下水道事業の計画区域変
更手続きを進めてきた結果、新たな計
画区域が決まりましたので、左記のと
おり縦覧します。

【縦覧開始】 4月1日(木)~(土)、
日、祝日は除く
午前8時30分から午後5時15分
【縦覧方法】 ☎下水道課および市ホー
ムページ

問合せ▼
☎下水道課工務係
(☎内線3131)
メール: gesui@city.annaka.lg.jp

**安中市権利擁護センターを開
設します**
市では、成年後見制度に関するさま
ざまな相談に応じるため、「安中市権
利擁護センター」を4月1日より開設
しました。

権利擁護センターでは、相談支援や
制度利用の支援などを通じて、住み慣
れた地域で安心して暮らせるよう支援
を行います。

**◎センターの主な業務
相談支援▼**

成年後見制度の利用が必要な本人や親
族、病院や福祉施設などの関係機関か